

# (1) 令和3年度一般会計、特別会計歳出予算目の区分表

- 1 本表のうち（ ）内の科目は、同一種類の「目」を包括して表現したものであり、\*印のあるものは、特別会計特有のものである。
- 2 目番号は、予算書に付したコード番号のうち、下2桁の番号である。
- 3 説明欄に記載している法律名、条項等については、改正等により異同を生ずる場合がある。

| 目<br>番号 | 目                    | 説<br>明  |
|---------|----------------------|---|
| 01      | 議員歳費                 | 衆議院及び参議院の議長、副議長及び議員の歳費、期末手当<br>◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第1条・11条の2 |
| 02      | 職員基本給<br>政府開発援助職員基本給 |   |
|         | 02-01 職員俸給           | 一般職及び特別職の定員職員に対する俸給、給料又は報酬並びに俸給の調整額                             |
|         | 02-02 扶養手当           | 一般職及び特別職の定員職員に対する扶養手当   |
|         | 02-03 地域手当           | 一般職及び特別職の定員職員に対する地域手当   |
| 03      | 職員諸手当<br>政府開発援助職員諸手当 |   |
|         | 03-01 管理職手当          | 一般職及び特別職の定員職員に対する俸給又は給料の特別調整額                                   |
|         | 03-02 初任給調整手当        | 一般職及び特別職の定員職員に対する初任給調整手当  |
|         | 03-03 通勤手当           | 一般職及び特別職の定員職員に対する通勤手当   |
|         | 03-04 特殊勤務手当         | 一般職及び特別職の定員職員に対する特殊勤務手当   |
|         | 03-05 特地勤務手当         | 一般職及び特別職の定員職員に対する特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当                           |
|         | 03-06 宿日直手当          | 一般職及び特別職の常勤職員に対する宿日直手当  |
|         | 03-07 期末手当           | 一般職及び特別職の定員職員に対する期末手当   |
|         | 03-08 勤勉手当           | 一般職及び特別職の定員職員に対する勤勉手当   |
|         | 03-10 寒冷地手当          | 一般職及び特別職の定員職員に対する寒冷地手当  |
|         | 03-11 住居手当           | 一般職及び特別職の定員職員に対する住居手当   |
|         | 03-12 単身赴任手当         | 一般職及び特別職の定員職員に対する単身赴任手当   |
|         | 03-13 管理職員特別勤務手当     | 一般職及び特別職の定員職員に対する管理職員特別勤務手当                                     |
|         | 03-17 広域異動手当         | 一般職及び特別職の定員職員に対する広域異動手当   |
|         | 03-18 専門スタッフ職調整手当    | 一般職及び特別職の定員職員に対する専門スタッフ職調整手当                                    |
|         | 03-19 本府省業務調整手当      | 一般職及び特別職の定員職員に対する本府省業務調整手当                                      |
|         | 03-20 警備手当           | 裁判長又は裁判官の命を受けた裁判所職員がその職務執行に危険を伴う場合に支給する手当<br>◎法廷等の秩序維持に関する法律    |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         | 03-26 国際平和協力手当<br><br>03-30 航空手当<br>03-31 乗組手当<br>03-32 落下傘隊員手当<br>03-33 特別警備隊員手当<br>03-34 特殊作戦隊員手当<br>03-35 航海手当<br>03-36 営外手当<br>03-40 在勤基本手当<br>03-41 配偶者手当<br>03-42 館長代理手当<br>03-44 特殊語学手当<br>03-45 在外住居手当<br>03-46 研修員手当<br>03-47 子女教育手当 | ○法廷の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則<br>裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程<br>第1条<br>国際平和協力業務に従事する者に対して支給する手当<br>◎国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 第17<br>条<br>○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令 第3<br>条<br>○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令 第2<br>条<br>防衛省の自衛官に対する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、<br>特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航海手当及び営外手当<br>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第16～18条<br>○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第11条の<br>3・11条の4・12条・12条の2～4<br>防衛省職員給与施行細則 第3条の3～5・29・30条<br>在外公館に勤務する外務公務員に対する在勤基本手当、配偶者<br>手当、館長代理手当、特殊語学手当、住居手当、研修員手当、<br>子女教育手当<br>◎外務公務員法 第13条<br>○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務<br>公務員の給与に関する法律 第2・5・6・10・12・13<br>条・15条の2・16・18・19条 |
| 04      | 超過勤務手当  | 一般職及び特別職の定員職員に対する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当  |
| 05      | 議員秘書手当  | 国会議員の秘書に対する給料、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当<br>◎特別職の職員の給与に関する法律 第12条<br>○国会議員の秘書の給与等に関する法律 第3・10・11・14・15条<br>国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程<br>国会法 第132条   |
|         | (委員手当)<br>委員手当<br>○○委員手当<br>会員手当<br>○○会員手当<br>日本学士院会員年金   | 委員会、審議会等の一般職及び特別職の非常勤の委員等（顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者を含む。）及び特別職の職員の給与に関する法律第4条に規定する者に対する手当並びに日本学士院会員、日本芸術院会員に対する年金。ただし、常勤の国家公務員（教育公務員を除く。）の兼職の者を除く。（国家公務員法第101条）<br>◎国家公務員法 第63条<br>○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第1項<br>非常勤職員の給与（人事院規則9-1）<br>○司法試験法 第13・15条  |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明  |
|---------|---|---|
|         | 非常勤職員手当<br>統計調査員手当<br>○ ○ 員 手 当<br><br>予 備 隊 員 手 当<br><br>退 職 手 当<br><br>議員秘書退職手当<br><br>政府職員等失業者退<br>職手当 | ◎特別職の職員の給与に関する法律 第4・9・14条<br>◎裁判所職員臨時措置法 本則第3号<br>○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第1項<br>◎文部科学省設置法 第23条第4項<br>○日本芸術院会員年金支給規則<br>◎日本学士院法 第9条<br>○日本学士院会員年金支給規則<br>一般職の非常勤職員及びこれらに準ずる特別職の職員等に対する給与（非常勤職員で委員手当を受ける者を除く。）<br>◎国家公務員法 第63条<br>○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第1項・2項<br>非常勤職員の給与（人事院規則9-1）<br>◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条<br>○国会職員法 第25条<br>国会職員の給与等に関する規程 第15条<br>◎裁判所職員臨時措置法 本則第3号<br>○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第2項<br>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第26条<br>○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第2項<br>防衛省における予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補<br>に対する手当<br>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第24条の3～7<br>○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第17条の11<br>～15<br>1. 退職した職員に対する退職手当<br>◎国家公務員退職手当法<br>○国家公務員退職手当法施行令<br>○国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律<br>附則第2項の規定により退職手当の支給を受ける職員の<br>範囲等を定める政令<br>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第28条の2・28条の<br>3<br>○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第25条の2<br>◎最高裁判所裁判官退職手当特例法<br>2. 防衛省における自衛官に対する特別退職手当<br>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第28条<br>○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第25条<br>国会議員の秘書に対する退職手当<br>◎国会議員の秘書の給与等に関する法律 第19条<br>○国会議員の秘書の退職手当支給規程<br>退職者で失業中の者に対し、公共職業安定所で支給する退職手<br>当<br>◎国家公務員退職手当法 第10条<br>○失業者の退職手当支給規則 |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | <p>児 童 手 当</p> <p>待 命 職 員 給 与</p> <p>常 勤 職 員 給 与</p><br><p>現 地 補 助 員 給 与</p> <p>政 府 開 発 援 助 現 地 補 助 員 給 与</p> <p>休 職 者 給 与</p><br><p>国 際 機 関 等 派 遣 職 員 給 与</p> | <p>国家公務員に対する児童手当</p> <p>◎児童手当法 第4・17条・18条第4項・附則第2条</p> <p>大使、公使の待命者に対する給与</p> <p>◎外務公務員法 第12条</p> <p>昭和37年1月19日閣議決定（昭和37年度の定員外職員の定員繰入れに伴う措置について）に基づき常勤職員給与から給与を支弁すべきものとされた職員（職員定数については財務省主計局及び内閣官房内閣人事局と協議）に対する給与（俸給、扶養手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当及び超過勤務手当）</p> <p>◎一般職の職員の給与に関する法律</p> <p>○定員外職員の常勤化の防止について（昭和36.2.28 閣議決定）</p> <p>○昭和37年度の定員外職員の定員繰入れに伴う措置について（昭和37.1.19 閣議決定）</p> <p>在外公館において現地で採用する補助員に対する給与</p> <p>休職者に対する給与</p> <p>◎国家公務員法 第80条第4項・附則第7条</p> <p>○一般職の職員の給与に関する法律 第23条</p> <p>休職者の給与（人事院規則9-13）</p> <p>○国家公務員の寒冷地手当に関する法律 第1・2条</p> <p>寒冷地手当支給規則</p> <p>◎特別職の職員の給与に関する法律 第10・11条</p> <p>○国会職員法 第26条</p> <p>国会職員の給与等に関する規程 第14条</p> <p>◎裁判所職員臨時措置法 本則第3・4号</p> <p>○一般職の職員の給与に関する法律 第23条</p> <p>裁判所職員に関する臨時措置規則</p> <p>○国家公務員の寒冷地手当に関する法律 第1・2条</p> <p>寒冷地手当支給規程</p> <p>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第23条</p> <p>○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第17条の10</p> <p>○国家公務員の寒冷地手当に関する法律 第5条</p> <p>防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則</p> <p>国際協力等の目的で国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員及び専ら教授等の業務を行うため、法科大学院に派遣される検察官等に対する給与（俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、営外手当及び期末手当）</p> <p>◎国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 第5条</p> <p>○職員の国際機関等への派遣（人事院規則18-0）</p> |

| 目<br>番号 | 目            | 説<br>明   |
|---------|--------------|--|
|         |              | <p>◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条</p> <p>◎国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律 第5条</p> <p>○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令 第5条</p> <p>◎法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 第13条</p> <p>○検察官その他の職員の法科大学院への派遣(人事院規則24-0)</p> <p>◎平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 第19条</p> <p>○職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣(人事院規則1-64)</p> <p>◎福島復興再生特別措置法 第48条の5、第89条の5</p> <p>○職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣(人事院規則1-69)</p> <p>○職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣(人事院規則1-74)</p> <p>◎平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律 第27条</p> <p>○職員の平成37年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣(人事院規則1-72)</p> |
|         | 短時間勤務職員給与    |  |
| 05-01   | 再任用短時間勤務職員給与 | <p>定年退職者等で、一年を超えない範囲内で任期を定め短時間勤務の官職に採用される職員に対する給与(俸給、俸給の調整額、地域手当、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、広域異動手当、専門スタッフ職調整手当、本府省業務調整手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当)</p> <p>◎一般職の職員の給与に関する法律 第8条の2・10条・10条の2・10条の3・10条の5・11条の3・11条の8・12条・12条の2・13条・16条・17条・18条・19条の2・19条の3・19条の4・19条の7・19条の8</p> <p>国家公務員法 第81条の5</p> <p>◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条</p> <p>○国会職員法 第15条の5・25条</p> <p>国会職員の給与等に関する規程 第1条の2・6条の2・6条の4・7条・7条の2・7条の3・7条の4・9条</p> <p>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第9・11条の2・11条の3・14条・18条の2・22条の2</p> <p>自衛隊法第44条の5</p>   |
| 05-02   | 任期付短時間勤務職員給与 | <p>育児短時間勤務職員が処理することが困難となる業務と同一の業務を行う官職に採用される職員に対する給与(俸給、俸給の</p>  |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | <p>旧外地職員給与費</p> <p>駐留軍等労働者特別<br/>協定給与</p> <p>駐留軍等労働者地位<br/>協定給与</p> <p>弔 慰 金</p> <p>特 別 弔 慰 金</p> <p>公務災害補償費</p> | <p>調整額、地域手当、俸給の特別調整額、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手当、広域異動手当、専門スタッフ職調整手当、研究員調整手当、本府省業務調整手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当)</p> <p>◎国家公務員の育児休業等に関する法律 第23・24・27条<br/>○国会職員の育児休業等に関する法律 第19条<br/>育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程 第5条</p> <p>旧外地官署の職員に対する給与</p> <p>◎一般職の職員の給与に関する法律 附則第3項<br/>駐留軍等労働者に対する特別協定に基づく給与（基本給、地域手当、扶養手当、夏季手当、年末手当、退職手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務給等の全部又は一部）</p> <p>◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定<br/>駐留軍等労働者に対する給与（格差給の廃止等に伴う在職者に対する経過措置等）</p> <p>国会議員が在職中に死亡した場合、その遺族に支給する弔慰金<br/>◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第12条<br/>乗員たる自衛官がジェット機に搭乗し死亡した場合、その遺族に支給する弔慰金<br/>○特別弔慰金に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第33号）</p> <p>1. 職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいい、「通勤による災害」において同じ。）又は通勤による災害（以下「公務等による災害」という。）に対する補償費（ただし、船員保険法の適用を受ける職員、未帰還者留守家族等援護法に規定する未帰還者である職員を除く。）</p> <p>2. 公務等による災害を受けた職員に対する義肢、義眼等の福祉費</p> <p>3. 国会議員及び国会議員秘書の公務等による災害に対する補償費</p> <p>◎国家公務員法 第93条<br/>○国家公務員災害補償法 第10・12条・12条の2・13条・14条の2・15・18条・20条の2・20条の3・22条<br/>職員の災害補償（人事院規則16-0）<br/>在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例（人事院規則16-2）<br/>災害を受けた職員の福祉事業（人事院規則16-3）<br/>補償及び福祉事業の実施（人事院規則16-4）<br/>災害補償制度の運用について（職厚905昭和48年人事院事務総長）</p> |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明  |
|---------|---|---|
| 06      | <p>[雑 給 与 の 類]<br/>( 諸 謝 金 )<br/>諸 謝 金<br/>○ ○ 謝 金</p> <p>( 給 与 )<br/>外国人留学生給与<br/>政府開発援助外国人<br/>留学生給与<br/>( 手 当 )<br/>自衛官候補生手当<br/>学 生 手 当<br/>生 徒 手 当</p> | <p>○労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律<br/>労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による給与支給準則（昭和22年給発第1327号）</p> <p>◎特別職の職員の給与に関する法律 第15条<br/>○国家公務員災害補償法</p> <p>◎国会職員法 第26条の2<br/>○国会職員の給与等に関する規程 第17条<br/>国会職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関する件（昭和29年両院議長協議決定）</p> <p>◎裁判官の災害補償に関する法律 本則</p> <p>◎裁判所職員臨時措置法 本則第5号<br/>○国家公務員災害補償法<br/>○裁判所職員に関する臨時措置規則</p> <p>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条<br/>○防衛省職員の災害補償に関する政令<br/>防衛省職員の災害補償に関する省令<br/>○国家公務員災害補償法<br/>防衛省職員療養及び補償実施規則</p> <p>◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第12条の3<br/>○国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程</p> <p>◎国会議員の秘書の給与等に関する法律 第18条<br/>○国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程</p> <p>1. 国の事務、事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金（調査、講演、執筆、作業、研究、協力等に対する報酬及び謝金）<br/>◎一般職の職員の給与に関する法律 第1・3条<br/>○謝金の取扱について（昭和27年給実甲第57号）</p> <p>2. 弁護士謝金</p> <p>日本国政府が招致した国費外国人留学生に支給する給与</p> <p>自衛官候補生、防衛大学校・防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒に対する手当<br/>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第24条の2・25条・25条の2<br/>○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第17条の10</p> |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明   |
|---------|--|--|
|         | <p>被収容者作業死傷手<br/>当</p> <p>矯正教育死傷手当</p> <p>職業補導死傷手当</p> <p>就 職 促 進 手 当</p> <p>(賞金、報償金)</p> <p>○ ○ 賞 金</p> <p>褒 賞 金</p> <p>○ ○ 褒 賞 金</p> | <p>の2・18条・18条の2・19条<br/>受刑者が作業を行うに際して、死傷した場合に支給する死亡手<br/>当及び障害手当</p> <p>◎刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第100<br/>条</p> <p>○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 第61～63条<br/>少年院の被収容者が矯正教育を受けるに際して、死傷した場合<br/>に支給する死亡手当及び障害手当</p> <p>◎少年院法 第42条</p> <p>○少年院法施行規則 第28条</p> <p>婦人補導院の被収容者が職業補導を受けるに際して、死傷した<br/>場合に支給する死亡手当、障害手当等</p> <p>◎婦人補導院法 第12条</p> <p>○婦人補導院処遇規則 第25条</p> <p>1. 就職指導を受けている中高年齢等の失業者、駐留軍関係離<br/>職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職者等に対する手<br/>当（雇用保険求職者給付を受けている者を除く。）</p> <p>2. 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業<br/>訓練を受講するため待期している中高年齢等の求職者、特定<br/>漁業離職者等に対する手当（雇用保険求職者給付を受けてい<br/>る者を除く。）</p> <p>◎労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職<br/>業生活の充実等に関する法律 第18条</p> <p>○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び<br/>職業生活の充実等に関する法律施行規則 第1条の4・<br/>附則第2条</p> <p>1. 国内において植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る<br/>研究、技術の開発その他の「みどり」に関する学術上の顕著<br/>な功績のあった個人に対して授与する賞金</p> <p>2. 日本学士院法第8条に基づき特に優れた論文、著書、その<br/>他の研究業績に対して授与する賞金</p> <p>3. 芸術祭等において、特に優秀と認められたものに対して授<br/>与する賞金</p> <p>4. 日本芸術院授賞規則第1条に基づき卓越した芸術作品、又<br/>は芸術の進歩に貢献する顕著な業績ありと認められた者に対<br/>して授与する賞金</p> <p>1. 警察官、海上保安官等が職務の執行に当たり、危害を加え<br/>られ、そのため死亡し又は著しい身体障害が残ることとなっ<br/>た場合等に、その警察官等に対して授与する褒賞金</p> <p>2. 日本伝統工芸展出品作品中特に優秀と認められた者に対<br/>して授与する褒賞金</p> <p>3. 技能者表彰規程に基づき特に優秀と認められた者に対して<br/>授与する褒賞金</p> |



| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明  |
|---------|---|---|
|         | <p data-bbox="284 264 539 297">* 報 奨 金</p> <p data-bbox="284 465 539 499">自衛官任用一時金</p> <p data-bbox="284 577 539 656">即応予備自衛官勤続<br/>報奨金</p> <p data-bbox="284 745 539 813">(給 付 金)<br/>修 習 給 付 金</p> <p data-bbox="284 902 539 969">拉致被害者等給付金<br/>及滞在援助金</p> <p data-bbox="284 1025 539 1059">犯 罪 被 害 給 付 金</p> <p data-bbox="284 1429 539 1496">自衛官若年定年退職<br/>者給付金</p> <p data-bbox="284 1552 539 1619">予備自衛官等任用推<br/>進給付金</p> <p data-bbox="284 1697 539 1731">教育訓練履修給付金</p> <p data-bbox="284 1821 539 1854">特 別 給 付 金</p> | <p data-bbox="676 264 1458 342">労働保険事務組合が納付すべき保険料について、その納付の状況が著しく良好である同事務組合に対して交付する報奨金</p> <p data-bbox="708 342 1458 454">◎失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第23条</p> <p data-bbox="676 465 1123 499">任期制自衛官に対し支給する一時金</p> <p data-bbox="708 510 1347 544">◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第26条の2</p> <p data-bbox="724 544 1458 577">○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第19条の2</p> <p data-bbox="676 577 1458 656">即応予備自衛官がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときに支給する報奨金</p> <p data-bbox="708 667 1011 701">◎自衛隊法 第75条の7</p> <p data-bbox="724 701 1315 734">○自衛隊法施行規則 第86条の2・第86条の3</p> <p data-bbox="676 790 1155 824">司法修習生に対し支給する修習給付金</p> <p data-bbox="708 824 1011 857">◎裁判所法 第67条の2</p> <p data-bbox="724 857 1315 891">○司法修習生の修習給付金の給付に関する規則</p> <p data-bbox="676 902 1187 936">拉致被害者等に対して支給する給付金等</p> <p data-bbox="708 936 1458 1014">◎北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 第5条</p> <p data-bbox="676 1025 1458 1137">1. 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対して支給する給付金</p> <p data-bbox="708 1137 1458 1216">◎犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 第3条</p> <p data-bbox="676 1227 1458 1339">2. オウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為により死亡した者の遺族又は障害が残り若しくは傷病を負った者に対して支給する給付金</p> <p data-bbox="708 1339 1458 1417">◎オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 第3条</p> <p data-bbox="676 1429 1458 1496">若年定年により退職した防衛省の自衛官に対して支給する給付金</p> <p data-bbox="708 1496 1347 1529">◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の2</p> <p data-bbox="676 1541 1458 1619">1. 自衛隊法に基づく予備自衛官及び即応予備自衛官を雇用する企業等に対し支給する給付金</p> <p data-bbox="708 1619 1155 1653">◎自衛隊法 第73条の3・75条の8</p> <p data-bbox="676 1664 1458 1776">2. 即応予備自衛官を雇用する企業等に対し支給する給付金<br/>防衛大学校、防衛医科大学校等において教育訓練を受ける外国人に対して支給する給付金</p> <p data-bbox="708 1776 1027 1809">◎自衛隊法 第100条の2</p> <p data-bbox="676 1821 1299 1854">駐留軍関係離職者等に対して支給する特別給付金</p> <p data-bbox="708 1854 1347 1888">◎駐留軍関係離職者等臨時措置法 第2・15～17条</p> <p data-bbox="724 1888 1410 1921">○駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令 第8～13条</p> <p data-bbox="756 1921 1458 2011">駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する省令</p> |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         | <p>証人等被害給付金</p> <p>保護観察対象者等職業補導給付金</p> <p>職業転換等特別給付金</p><br><p>新型インフルエンザ予防接種健康被害給付金</p> <p>協力援助者災害給付金</p> <p>船員離職者職業転換等給付金</p><br><p>*労働者安全衛生確保給付金</p><br><p>*労災援護給付金</p> | <p>刑事事件の証人等に対する被害給付金</p> <p>◎証人等の被害についての給付に関する法律 第3条</p> <p>保護観察所の長から保護観察対象者等の雇用やそれに伴う指導・支援を依頼された協力雇用主に対して支給する給付金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中高年齢等の失業者及び広域職業紹介に係る失業者、駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職者等に対する移転費、求職活動支援費の給付等</li> <li>2. 駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職者等に対する就業支度金の給付</li> <li>3. 中高年齢等の失業者及び広域職業紹介に係る失業者、駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職者等で就職が特に困難な者を雇用する事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の給付</li> <li>4. 駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者に対する訓練手当の給付</li> <li>5. 駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者について職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の給付</li> </ol> <p>◎労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第18条</p> <p>○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 第2～6条・6条の2・附則第2条</p> <p>新型インフルエンザ予防接種による健康被害者に対して支給する給付金</p> <p>◎新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法 第3～5条</p> <p>海上保安官に協力援助した者等の災害給付金</p> <p>◎海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定の船員離職者等に対する就職促進手当等</li> <li>2. 特定の船員離職者等を雇用する事業主に対する雇用奨励金の給付</li> </ol> <p>◎漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 第13条</p> <p>◎国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 第7条</p> <p>◎船員の雇用の促進に関する特別措置法 第3条</p> <p>◎本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法 第20条</p> <p>社会復帰促進等事業として新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度を導入する事業主に対して支給する助成金</p> <p>◎労働者災害補償保険法 第29条</p> <p>業務災害又は通勤災害を受けた労働者又はその遺族に対する特別支給金の支給等</p> <p>◎労働者災害補償保険法 第29条</p> |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | <p>*補装具等支給費</p> <p>*雇用安定等給付金</p> <p>*職業訓練受講給付金</p> <p>*認定職業訓練実施奨励金</p> <p>(賞 与 金)</p> <p>被収容者作業報奨金</p> <p>職業補導賞与金</p> <p>職業能力習得報奨金</p> <p>(援 護 費)</p> <p>留守家族等援護費</p> <p>戦傷病者特別援護費</p> | <p>○労働者災害補償保険特別支給金支給規則 第3～5条・5条の2・7～11条</p> <p>業務災害又は通勤災害により四肢喪失又は機能障害等の残った労働者に対する社会復帰促進等事業として義肢等の支給を行うための経費</p> <p>◎労働者災害補償保険法 第29条</p> <p>雇用保険法に基づく雇用安定事業として事業主に対して支給する雇用調整助成金等</p> <p>◎雇用保険法 第62・63条</p> <p>○雇用保険法施行規則 第102条の2～5・109・110・110条の3・110条の4・111～116・118・118条の2・118条の3・124・125・138・139条</p> <p>認定職業訓練等を受講する特定求職者に対して支給する給付金</p> <p>◎職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 第7条</p> <p>◎雇用保険法 第64条</p> <p>認定職業訓練を行う者に対して支給する奨励金</p> <p>◎職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 第5条</p> <p>○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 第7条</p> <p>◎雇用保険法 第64条</p> <p>受刑者のうち作業について者に対して支給する報奨金</p> <p>◎刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第98・99条</p> <p>婦人補導院の被収容者のうち職業補導について者に対して支給する賞与金</p> <p>◎婦人補導院法 第4条</p> <p>○婦人補導院処遇規則 第24条</p> <p>少年院の被収容者のうち職業指導について者に対して支給する報奨金</p> <p>◎少年院法 第25条</p> <p>未帰還者の留守家族に対する留守家族手当、葬祭料、遺骨引取経費並びに未帰還者の帰郷旅費、障害一時金及び旧法による未支給給与</p> <p>◎未帰還者留守家族等援護法 第5・15～17・26条・附則第20項</p> <p>1. 戦傷病者に対する療養給付費及び療養手当</p> <p>2. 戦傷病者が死亡した場合その遺族に支給する葬祭費</p> <p>3. 肢体不自由の状態にある戦傷病者の更生医療費及びその者に支給する補装具及び修理費</p> <p>◎戦傷病者特別援護法 第9～22条</p> |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明  |
|---------|---|---|
|         | <p>労災就学等援護費</p> <p>(給 与 金)</p> <p>国宝重要文化財出陳<br/>給与金</p> <p>入 所 者 給 与 金<br/>国立ハンセン病療養<br/>所退所者等給与金及<br/>特定配偶者等支援金<br/>食 事 費 給 与 金</p> <p>引 揚 者 給 与 費</p> <p>未帰還者特別措置費</p> <p>介 護 料 支 給 費</p> | <p>1. 業務上又は通勤により死亡した労働者等の子弟等で学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校に在学する場合並びに職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設等に在学する場合において学資の支弁が困難であると認められる者に対して支給する就学援護金</p> <p>2. 業務上又は通勤により死亡した労働者等の子弟等で、当該家族の就労のため幼稚園、保育所等に預ける必要があるものに対して支給する就労保育援護金</p> <p>国の行う公開の用に供するため重要文化財を出品した者に支給する給与金</p> <p>◎文化財保護法 第50条第2項</p> <p>国立ハンセン病療養所の入所者に対する給与金</p> <p>1. 国立ハンセン病療養所の退所者等に対する給与金</p> <p>2. 特定配偶者等に対する支援金</p> <p>更生保護の措置により一時保護を受ける者に対する食事費の給与金</p> <p>◎更生保護法 第62・85条</p> <p>○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則 第65条第2号・第116条第2号</p> <p>◎心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 第112条</p> <p>1. 引揚者に対する自立支度金</p> <p>2. 永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金</p> <p>◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第7・13条</p> <p>○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則</p> <p>3. 引揚者に対する養父母等扶養費支払援助金及び療養費並びに一時帰国経験の引揚者に対する帰郷雑費</p> <p>4. 一時帰国者に対する帰郷雑費及び療養費</p> <p>未帰還者が戦時死亡宣告を受けたとき、その遺族に対して支給する弔慰料</p> <p>◎未帰還者に関する特別措置法 第3条</p> <p>炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について、労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者等で、常時介護を必要とする者に対して支給する介護料</p> <p>◎労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号） 附則第8条</p> |
| 07      | <p>[報 償 費 の 類]</p> <p>報 償 費</p>   | <p>国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当</p>   |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明   |
|---------|--|--|
| 08      | 水防功労者等報償費<br><br>褒 賞 品 費<br>○ ○ 褒 賞 品 費<br>[旅 費 の 類]<br>議 員 旅 費<br><br>議員文書通信交通滞<br>在費<br><br>議 会 雑 費<br><br>職 務 雑 費<br><br>(職 員 旅 費)<br>職 員 旅 費<br>○ ○ 職 員 旅 費<br>○ ○ 調 査 旅 費<br>検 査 旅 費<br>○ ○ 検 査 旅 費<br>監 査 旅 費<br>監 督 旅 費<br>○ ○ 監 督 旅 費<br>○ ○ 研 究 旅 費<br>○ ○ 審 査 旅 費<br>○ ○ 取 締 旅 費<br>○ ○ 測 量 旅 費<br>活 動 旅 費<br>○ ○ 活 動 旅 費<br>○ ○ 業 務 旅 費 | <p>面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費（例えば国の事務又は事業に関し功労があった者等に対し、特にその労苦に報い更にそのような寄与を奨励することを適当と認める場合において使用する経費又は部外の協力者に対して謝礼的又は代償的な意味において使用する経費）</p> <p>功労者等被表彰者に対する記念品等の代価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国会議員に支給する派遣及び国政調査の旅費</li> <li>2. 衆議院及び参議院の議長視察旅費</li> <li>3. 外国旅行者の死亡手当             <ul style="list-style-type: none"> <li>◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第8条</li> <li>○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程</li> </ul> </li> </ol> <p>国会議員に支給する文書通信交通滞在費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎国会法 第38条</li> <li>◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第9条</li> </ul> <p>衆議院及び参議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長に対する議会雑費（国会開会中に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第8条の2</li> <li>○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程 第10条</li> </ul> <p>裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対する職務雑費（国会開会中に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎裁判官弾劾法 第5条第10項・16条第9項</li> <li>○裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程</li> <li>○裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常勤の職員に支給する調査、検査、指導、連絡、監督及び護送等の旅費</li> <li>2. 常勤の職員の研修、講習等のために支給する旅費</li> <li>3. 外国への出張及び留学等の旅費</li> <li>4. 外国旅行者の死亡手当</li> <li>5. 受託業務のために支給する調査、試験及び研究の旅費             <ul style="list-style-type: none"> <li>◎国家公務員等の旅費に関する法律</li> </ul> </li> </ol> |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         | <p>○ ○ 管 理 旅 費<br/>○ ○ 旅 費<br/>外 国 留 学 旅 費<br/>執 行 官 旅 費<br/>募 集 等 旅 費<br/>護 送 旅 費<br/>赴 任 旅 費</p> <p>赴 任 帰 朝 旅 費<br/>政 府 開 発 援 助 赴 任 帰<br/>朝 旅 費<br/>航 海 日 当 食 卓 料<br/>○ ○ 航 海 日 当 食 卓 料<br/>( 委 員 等 旅 費 )<br/>委 員 ( 等 ) 旅 費<br/>○ ○ 委 員 等 旅 費<br/>講 師 旅 費<br/>○ ○ 生 旅 費<br/>○ ○ 旅 費</p> | <p>常勤の職員に支給する赴任旅費及び退職職員又は遺族に支給する帰住旅費</p> <p>◎国家公務員等の旅費に関する法律</p> <p>1. 外国への赴任及び帰朝等の旅費</p> <p>2. 外国旅行者、外国在勤者等の死亡手当</p> <p>◎国家公務員等の旅費に関する法律</p> <p>船舶乗務員に対する航海日当、食卓料</p> <p>◎国家公務員等の旅費に関する法律</p> <p>1. 顧問、参与の旅費</p> <p>2. 各種委員会、審議会、協議会、調査会、評議会等の委員長、委員、幹事、評議員、調査員、書記等の出席、調査等の旅費</p> <p>3. 日本学術会議、日本芸術院及び日本学士院の会員の出席、調査等の旅費</p> <p>4. 裁判官訴追委員会の委員及び裁判官弾劾裁判所の裁判員の旅費</p> <p>5. 検察審査員、補充員及び審査補助員の旅費</p> <p>6. 司法修習生、司法警察職員修習生、講習生、研究生、学生及び生徒の旅費</p> <p>7. 国選弁護人等の旅費</p> <p>8. 外国人招へい等の旅費</p> <p>等非常勤職員及び部外者に対する旅費</p> <p>◎国家公務員等の旅費に関する法律</p> <p>◎民事訴訟法 第92条の5第4項・279条第5項</p> <p>○専門委員規則 第7条</p> <p>○司法委員規則 第6・7条</p> <p>◎労働組合法 第19条の8・19条の10</p> <p>○労働組合法施行令 第23条・23条の2</p> <p>◎労働関係調整法 第8条の2・14条の2</p> <p>○労働関係調整法施行令 第1条の5・6条の2</p> <p>◎行政執行法人の労働関係に関する法律 第26・29条</p> <p>○行政執行法人の労働関係に関する法律施行令 第14条</p> <p>◎労働審判法 第9条第4項</p> <p>○労働審判員規則 第7条</p> <p>◎検察審査会法 第29条・39条の4</p> <p>○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令</p> <p>◎裁判官弾劾法 第11条の2・29条の2</p> <p>◎人事訴訟法 第9条第5項</p> |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | <p>(特 殊 旅 費)</p> <p>証 人 等 旅 費</p> <p>参 考 人 等 旅 費</p> <p>被 収 容 者 旅 費</p> <p>帰 住 旅 費</p> <p>○ ○ 派 遣 旅 費</p> <p>○ ○ 旅 費</p> | <p>◎家事事件手続法 第40条第7項</p> <p>○参与員規則 第5・6条</p> <p>◎民事調停法 第10条・23条の5</p> <p>◎家事事件手続法 第249条第2項・251条第5項</p> <p>○民事調停委員及び家事調停委員規則 第7条</p> <p>○民事調停官及び家事調停官規則 第5条</p> <p>◎刑事訴訟法 第38条第2項</p> <p>◎刑事訴訟費用等に関する法律 第8条</p> <p>○刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則 第5条</p> <p>◎少年法 第22条の3第4項・30条の2</p> <p>○少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則</p> <p>◎人身保護法 第14条第3項</p> <p>○人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則</p> <p>◎旧罹災都市借地借家臨時処理法 第22条</p> <p>◎借地借家法 第47条第3項</p> <p>○鑑定委員規則 第6～8条</p> <p>◎心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 第6条第3項・15条第4項・30条第5項・77条第4項</p> <p>○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則 第6・15条</p> <p>◎裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 第11条・29条第2項・97条第5項</p> <p>○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 第6～9条</p> <p>1. 裁判、検察、警察、刑務所、海上保安関係の被告人、被疑者、受刑者、被収容者等の旅費及び帰住の旅費並びに参考人、証人の出頭旅費</p> <p>2. 委員会等の証人、参考人、公述人、鑑定人等の出頭旅費</p> <p>3. 国立ハンセン病療養所等における入所者の転送等旅費</p> <p>4. 労働者災害補償保険法に基づくアフターケアの通院等に要する旅費</p> <p>5. 自衛隊における退職者、遺族及び不採用者の帰住旅費並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の招集旅費</p> <p>6. 在外公館に勤務する職員等の出張旅費</p> <p>7. 在外教育施設への派遣教員等に対する赴任、帰国等の旅費</p> <p>8. 外国へ派遣する留学生、文化人等に対する旅費</p> <p>等部外者等に対する旅費</p> <p>◎国家公務員等の旅費に関する法律</p> <p>◎議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律</p> <p>○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程 第2・</p> |

| 目<br>番号 | 目 | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         |   | <p>3条</p> <p>◎裁判官弾劾法 第11条第4項・30条</p> <p>◎民事訴訟費用等に関する法律 第18・19・21～25条<br/>○民事訴訟費用等に関する規則 第6～8条</p> <p>◎特許法 第105条の2の9</p> <p>◎刑事訴訟法 第164・173・178条</p> <p>◎刑事訴訟費用等に関する法律 第3～6条<br/>○刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則 第2～4条</p> <p>◎検察審査会法 第39条<br/>○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令</p> <p>◎少年法 第30条</p> <p>◎検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法</p> <p>◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第75条<br/>○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手續における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令</p> <p>◎金融商品取引法 第185条の19・191条<br/>○金融商品取引法の審判手續等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令<br/>○金融商品取引業等に関する内閣府令 第347条</p> <p>◎公認会計士法 第33条第2項・34条の64<br/>○公認会計士法施行令 第3条<br/>○公認会計士法の審判手續における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令</p> <p>◎刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第175条</p> <p>◎少年院法 第143条</p> <p>◎少年鑑別所法 第128条</p> <p>◎婦人補導院法 第18条</p> <p>◎更生保護法 第12・25・62・85条第1項<br/>○更生保護法施行令 第1～4条<br/>○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則 第65条第3号・第116条第3号</p> <p>◎労働組合法 第27条の24<br/>○労働組合法施行令 第32条</p> <p>◎海難審判法 第52条<br/>○海難審判法施行規則 第93～95条</p> <p>◎労働保険審査官及び労働保険審査会法 第16・46条<br/>○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令 第14・33条</p> <p>◎心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 第24条第4項・77条第1～3項・112</p> |



| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明   |
|---------|--|--|
| 09      | <p>[庁 費 の 類]</p> <p>庁 費</p> <p>校 費</p> <p>○ ○ 庁 費</p> <p>○ ○ 諸 費</p> <p>○ ○ 調 査 費</p> <p>○ ○ 検 査 費</p> <p>○ ○ 試 験 費</p> <p>○ ○ 研 究 費</p> <p>研 修 費</p> <p>○ ○ 研 修 費</p> <p>○ ○ 訓 練 費</p> <p>○ ○ 作 成 費</p> <p>○ ○ 運 航 費</p> <p>○ ○ 購 入 費</p> <p>○ ○ 資 料 費</p> <p>○ ○ 印 刷 費</p> <p>* ○ ○ 発 行 費</p> <p>○ ○ 宣 伝 費</p> <p>○ ○ 器 具 費</p> <p>○ ○ 整 備 費</p> <p>装 備 費</p> <p>○ ○ 装 備 費</p> <p>○ ○ 維 持 費</p> <p>運 搬 費</p> <p>○ ○ 通 報 料</p> <p>○ ○ 専 用 料</p> <p>○ ○ 借 料</p> <p>○ ○ 保 管 料</p> <p>○ ○ 製 造 費</p> <p>○ ○ 材 料 費</p> <p>○ ○ 作 品 費</p> <p>○ ○ 管 理 費</p> <p>○ ○ 運 営 費</p> <p>医 療 費</p> <p>○ ○ 医 療 費</p> <p>被 服 費</p> <p>○ ○ 被 服 費</p> <p>○ ○ 買 上 費</p> <p>* ○ ○ 取 扱 費</p> <p>* 手 数 料</p> <p>○ ○ 手 数 料</p> <p>○ ○ 料 ( 費 )</p> | <p>条</p> <p>下記の全部又は一部を適用するものである。</p> <p>1. 備 品 費</p> <p>(1) 事務用、事業（試験、研究、検査、検定、実験、実習、調査等）及び医療用の器具機械類その他の設備品及び標本等で、その性質及び形状を変ることなく比較的長期の使用に耐えるもの並びにこれらの附属品で器具機械として整理するものの代価</p> <p>(2) 図書（図書館等で保存、閲覧用に供するもの以外の新聞、雑誌、パンフレットの類を除く。）の代価</p> <p>(3) 自動車、船舶用諸品等購入の代価</p> <p>(4) 動物（試験、実験、研究、検定用で消費するものを除く。）の代価</p> <p>以上備品として台帳に登載するもの</p> <p>2. 消 耗 品 費</p> <p>(1) 各種事務用品（コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品類等）の代価</p> <p>(2) 事業用消耗品及び消耗材料の代価</p> <p>事業用（試験、研究、検査、検定、実験、実習等）、医療用等の消耗器材、薬品類、肥料、種苗、動物、植物、その他消耗品の代価</p> <p>新聞、官報、雑誌、パンフレット類の図書（備品費として整理するものを除く。）の代価</p> <p>その他短時日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しないもの及び器具機械として整理し難いものの代価</p> <p>(3) 飼育動物の飼料の代価</p> <p>3. 被 服 費</p> <p>(1) 国会の衛視長、衛視副長及び衛視に貸与する被服の代価</p> <p>(2) 自衛官等に給与又は貸与する被服の代価</p> <p>(3) 刑務所等の刑務官等、教官及び警察官（警部以上は初任の際に限る。）に給与又は貸与する被服の代価</p> <p>(4) 刑務所被収容者等の着用する被服の代価</p> <p>(5) その他予算に基づいて給与又は貸与する被服の代価</p> <p>① 各省各庁官署の守衛、船員等に対するもの</p> <p>② 税関、検疫所、海上保安庁等の職員に対するもの</p> <p>③ 病院等の医師、看護師等及び看護師養成所等の生徒に対するもの</p> <p>④ 病院の患者に対するもの</p> <p>⑤ その他予算に定めるもの</p> <p>◎国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律</p> <p>◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条</p> <p>○国会職員法 第25条</p> |

| 目<br>番号 | 目 | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         |   | 衛視貸与品規程<br>衆議院事務局職員被服貸与規程<br>参議院及び裁判官弾劾裁判所職員被服貸与規程<br>◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第21条<br>○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第17条<br>◎警察法 第68・69条<br>○警察法施行令 第8条<br>◎一般職の職員の給与に関する法律 第5条第2項<br>○刑務官等の給与品及び貸与品に関する訓令 第2・3条<br>○少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に勤務する職員の服<br>制及び服装に関する規則<br>○出入国管理及び難民認定法 第61条の5<br>◎刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第40・<br>42・175・186・245条<br>◎少年院法 第60条<br>◎少年鑑別所法 第41条<br>◎婦人補導院法 第6条第1項<br>◎出入国管理及び難民認定法 第61条の7<br>○被収容者処遇規則 第23条<br>4. 印刷製本費<br>(1) 函書、文書、議案、函面、罫紙類、諸帳簿、パンフレッ<br>ト等の印刷代（用紙代を含む。）<br>(2) 函書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代<br>5. 通信運搬費<br>(1) 郵便料、電話料及びデータ通信料（電信電話架設料、電<br>話加入料等を含む。）<br>(2) 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃<br>(3) 近距離の乗船及び乗車の回数券等<br>(4) 有料道路の通行料<br>6. 光熱水料<br>電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料<br>7. 借料及び損料<br>器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、<br>車輛等の借上げ、駐車料等<br>8. 会 議 費<br>会議用及び式日用の茶菓弁当等の代価<br>9. 賃 金<br>事務補助等の単純労務に服する者（施設費関係を除く。）<br>に対する賃金<br>10. 保 險 料<br>(1) 社会保険料<br>① 健康保険料<br>② 厚生年金保険料<br>③ 船員保険料 |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         | <p>船舶借料<br/>航空機借料<br/>土地（建物）借料<br/>〇〇土地（建物）借料</p> | <p>④ 労働保険料<br/>⑤ 介護保険料<br/>(2) 運送保険料<br/>(3) 火災保険料<br/>(4) 自動車損害賠償責任保険料<br/>11. 子ども・子育て拠出金<br/>◎子ども・子育て支援法<br/>12. 自動車交換差金<br/>国の所有に属する自動車等の交換に要する差金<br/>◎国の所有に属する自動車等の交換に関する法律<br/>13. 雑 役 務 費<br/>(1) 倉庫料、証券保管料等<br/>(2) 器具機械等の修繕料、各種保守料及びクリーニング料<br/>(3) 事務及び事業上の新聞その他広告料<br/>(4) 速記料、翻訳料及び通訳料<br/>(5) 警備保安業務料、自動車運行管理業務料、電話交換業務料、物品取扱手数料、計器類検定料、鑑定料、設計料、試験料、運用手数料、加工手数料、集荷手数料、国債事務取扱手数料、売捌手数料、送金手数料等<br/>(6) 授業料<br/>(7) 印紙、貨幣等の製造費<br/>(8) テレビ受信料、清掃料、動物治療費、種付料、樹木手入れ料、ガラス入替費及びペンキ塗替費<br/>(9) 電気、電話、水道、ガス等の新增設、修繕工事費、配線模様替工事及び引込線工事費<br/>(10) 事務効率化等のためのシステム開発・運用の請負費<br/>(11) 畳、建具その他物品等の製造、加工、試作等の請負費<br/>(12) 建物、工作物の撤去作業及び整地作業の請負費<br/>(13) 式場、会場等仮設の請負費<br/>(14) 農業水利、下水道受益者負担金、その他工事等の負担金<br/>14. 自動車維持費<br/>自動車用の燃料の代価（各種燃料油等）、自動車修繕料、車検代、その他自動車用の消耗品の代価<br/>15. 燃 料 費<br/>庁用、事務用（試験、研究、検査、検定、実験、実習等）、医療用、船舶用等の燃料の代価（各種燃料油等）<br/>16. 職員厚生経費<br/>健康診断、心の健康づくり、表彰、レクリエーション（特殊な勤務環境下にある一部の自衛官に限る。）の各経費等<br/>船舶、航空機の借上料<br/><br/>土地、建物の借上料</p> |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | 在外公館等借料<br>政府開発援助在外公館等借料<br>○ ○ 借 上 費<br>招へい外国人滞在費<br>○○招へい外国人滞在費<br>○ ○ 招 へ い 費<br>各 所 修 繕<br>政府開発援助各所修繕<br>○ ○ 修 理 費<br>捜 査 費<br>○ ○ 活 動 費<br>○ ○ 食 糧 費<br>糧 食 費 | 在外公館、公邸、土地等の借上料<br>招へい外国人の宿泊費、交通費等<br>建物、工作物等の修繕費等<br>警察官、証券取引等監視委員会職員、財務局職員、税関職員、税務職員及び海上保安官の捜査費<br>1. 衆議院及び参議院の国政調査活動費<br>2. 会計検査院の会計検査活動費<br>3. 拉致問題対策情報収集等活動費、国家安全保障政策活動費及び国際テロ情報収集等活動費<br>4. 公安調査官、麻薬取締官等の調査等活動費<br>5. 防衛省の情報収集等活動費<br>1. 身柄拘束者食料<br>2. 刑務所等被収容者等の食料<br>◎刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第40・186・245条<br>◎少年院法 第60条<br>◎少年鑑別所法 第41条<br>◎出入国管理及び難民認定法 第61条の7<br>3. 病院等の患者等の食料<br>4. 国立更生援護機関の入所者等の食料<br>5. 検疫所停留者及び海上災害被救助者等の食料<br>1. 防衛省の職員の給与等に関する法律第20条により隊員に対して支給される場合の基本糧食の代価<br>2. 自衛隊法第77条の3第2項、第84条の5第2項、第100条の6第2項、第100条の8第2項、第100条の10第2項、第100条の12第2項、第100条の14第2項、第116条の2及び自衛隊法施行令第126条の6により隊員以外の者に支給される基本糧食の代価<br>3. 非常備蓄用の糧食の代価及び詰合せ食の梱包材料代並びに雑役務費<br>4. 演習、出動、週番勤務、警衛勤務等、航空機夜間整備、航空機搭乗等の場合における加給食の代価<br>5. 自衛隊の病院において、自衛官、自衛官候補生、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の者に給する患者食の代価 |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         | 招 宴 費<br>特 別 送 達 料<br>議員特殊乗車券等購<br>入費<br>教 科 書 購 入 費<br><br>外国人留学生教育費<br><br>政府開発援助外国人<br>留学生教育費<br>駐留軍等労働者福利<br>費<br>引 揚 者 援 護 費<br><br>民間資金等活用事業<br>調査費<br>公共施設等維持管理<br>運営費<br><br>政府開発援助公共施<br>設等維持管理運営費<br>民間資金等活用事業<br>運営費<br>官民区分所有施設維<br>持管理運営費<br>自 動 車 重 量 税<br>*<br>消 費 税<br>*<br>○ ○ 買 入 費<br><br>*<br>○ ○ 事 業 費 | 皇室の招宴接待費<br>裁判所において郵便法第49条に規定する特別送達に伴う郵便料<br>国会議員に交付する特殊乗車券等を購入する経費<br>◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第10条<br>義務教育諸学校の設置者が児童及び生徒にその使用する教科用<br>図書を給与するため、国が設置者に対し給付する等のためこれ<br>を購入する代価<br>◎義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第<br>3・5条<br>日本国政府が招致した国費外国人留学生に対し、教育に関する<br>役務を提供する公私立大学等への対価<br><br>駐留軍等労働者に係る社会保険料等<br><br>1. 引揚者に係る輸送費、宿泊料及び食費<br>2. 一時帰国者に係る輸送費及び宿泊料<br>◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中<br>国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律<br>第6・18条<br>○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した<br>中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律施行規則<br>3. 一時帰国者等の肉親捜しに係る調査費等<br>4. 戸籍取得援護費用<br>5. 永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金支給事務費等<br>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法<br>律に基づく民間資金等を活用した公共施設等の調査の代価<br>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法<br>律に基づく民間資金等を活用した公共施設等の維持管理及び運<br>営の代価<br><br>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法<br>律に基づく民間資金等を活用した公共施設等の運営の代価<br>官民区分所有施設の維持管理運営を行う管理組合への支払いに<br>要する経費<br><br>消費税及び地方消費税<br>食料安定供給特別会計において買入れる米、食糧麦及び輸入<br>飼料の対価<br>1. エネルギー対策特別会計における国家備蓄石油の取得及び<br>譲渡しに必要な経費<br>◎石油の備蓄の確保等に関する法律 第3・30・31条 |

| 目<br>番号  | 目  | 説<br>明  |
|----------|--|---|
| 10       | 原 材 料 費<br><br>義肢製作原材料費  | 2. 東日本大震災復興特別会計における放射性物質に汚染された災害廃棄物処理の迅速な実施に必要な経費<br>◎平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 第15・19条<br>3. 東日本大震災復興特別会計における認定特定復興再生拠点区域の土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理及び廃棄物の処理に必要な経費<br>◎福島復興再生特別措置法 第17条の17<br>刑務所等の作業において売払製品等を製造するための諸材料の代価<br>国立障害者リハビリテーションセンターにおいて売払製品を製作するための諸材料の代価 |
| 11       | 立 法 事 務 費  | 衆議院及び参議院における各会派に対して交付する立法事務費<br>◎国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律 第1・3条  |
| 14<br>15 | ○ ○ 委 託 費<br>〔施設費の類〕<br>施 設 整 備 費<br>○ ○ 施 設 整 備 費<br>特 定 施 設 整 備 費<br>○ ○ 施 設 費<br>○ ○ 復 旧 費<br>○ ○ 改 修 費<br>○ ○ 費<br>船 舶 建 造 費<br>艦 艇 建 造 費<br>不 動 産 購 入 費<br>政 府 開 発 援 助 不 動 産<br>購 入 費<br>航 空 機 購 入 費<br>換 地 清 算 金 | 国の事務、事業、調査、試験研究等を委託する経費<br><br>1. 建物、工作物、船舶、浮き橋及び航空機並びにこれらの従物の新営、建造、改修等<br>2. 国が国以外の者から委託を受けて行う工事直接経費<br>3. 土地、建物の購入費及びその従物購入費<br>4. 機械、船舶、航空機等の購入費<br>5. 特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する経費  |
| 16       | 〔補助金の類〕<br>○ ○ 補 助 金<br>○ ○ 事 業 補 助 率 差 額<br>○ ○ 負 担 金<br>○ ○ 交 付 金<br>○ ○ 補 給 金<br>○ ○ 助 成 金<br>○ ○ 援 助 費<br>○ ○ 支 出 金<br>*<br>○ ○ 讓 与 金  | 1. 土地区画整理法第110条に基づく清算金<br>2. 土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条の3に基づく清算金<br><br>1. 国が国以外のものの行う事務又は事業に対し、法令又は予算に基づいて補助金、負担金、交付金等として財政上の援助を与える経費<br>2. 法令又は予算に定める利子補給金等   |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | ○ ○ 分 担 金<br>○ ○ 抛 出 金<br>*<br>通告書送付費支出金 | 国際条約等に基づく各種の国際分担金<br>国際連合関係機関及びその他の国際機関等が行う事業に対する<br>抛出金<br>道路交通法に基づく支出金<br>◎道路交通法 附則第19条                                   |
| 17      | 交 際 費                                    | 儀礼的、社交的な意味で部外者に対し支出する一方的、贈与的<br>な性質を有する経費   |
| 18      | ○ ○ 交 際 費<br>〔賠償償還及び払戻金の類〕               |   |
|         | 賠償償還及払戻金                                 | 1. 国家賠償法に基づく賠償金<br>2. 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく賠償金<br>3. 国又は国の委任を受けたものの不法行為及び債務不履行そ<br>の他権利侵害の結果その被害者に対する賠償金（民法 第<br>415・709条） |
|         | ○ ○ 弁 償 金                                | 4. 行政相談委員、保護司及び人権擁護委員の実費弁償金並び<br>に都道府県警察留置人に対する経費の立替金等の弁償金  |
|         | *<br>払 戻 金                               | 5. 損害賠償の性質を有する見舞金   |
|         | 旧外地特別会計承継                                | 6. 小切手支払未済金（予算決算及び会計令 第63条）、特殊債<br>務等の償還金（費）  |
|         | 債務払戻金                                    | 7. 亡失金、事故欠損金等の補填金   |
|         | ○ ○ 見 舞 金                                | 8. その他過誤納等諸払戻金  |
|         | 貨幣交換差減補填金                                | 外貨の売却及び外貨送金取組みによって生じた差減に対する補<br>填金  |
|         | *<br>売却及償還差額補填                           | 公債等の売却及び償還によって生じた差減に対する補填金  |
|         | 金  |   |
|         | *<br>償 還 差 額 補 填 金                       | 外債の償還によって生じた差減に対する補填金   |
|         | *<br>支 払 利 子                             | 一時的に借り入れた外貨に対する利子の支払  |
|         | *<br>預 託 金 利 子                           | スワップ取引に係る利子の支払  |
|         | *<br>債 務 償 還 費                           |   |
|         | *<br>利 子 及 割 引 料                         |   |
|         | ○ ○ 還 付 金                                |   |
|         | *<br>○ ○ 返 還 金                           |   |
|         | 〔保証金の類〕                                  |   |
| 19      | 保 証 金                                    | 民事訴訟に伴うもの   |
|         | 予 納 金                                    | ◎民事訴訟法 第259・403条<br>◎民事保全法 第14条<br>◎民事執行法 第14条<br>◎民事訴訟費用等に関する法律 第12条<br>◎執行官法 第15条<br>◎破産法 第23条                            |
|         | [補償金の類]                                  |   |
| 20      | ○ ○ 補 償 金 （ 費 ）                          | 1. 国又は国の委任を受けたものの適正な権限行使の結果、国<br>以外のものに損害を与えた場合に、その被害者に対して行う<br>金銭上の給付  |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明   |
|---------|--|--|
| 21      | <p>〔年金、恩給、保険金の類〕</p> <p>納入出版物代償金</p> <p>国有特許発明補償費</p> <p>国会議員互助年金</p> <p>文官等恩給費<br/>旧軍人遺族等恩給費</p> <p>文化功労者年金</p> <p>児童扶養手当給付費</p> <p>特別児童扶養手当給<br/>付費</p> <p>年金生活者支援給付<br/>金給付費</p> <p>遺族等年金</p> | <p>2. 国以外の者が国の命令に基づく行為によって損失を蒙った際、国とその者との契約によって、国の行う損失補填<br/>(例)刑事補償金、移転等補償金、離作等補償金、文化財保護補償金、保安林及保安施設地区補償金、支障物件補償金等<br/>国立国会図書館に出版物を納入した国、地方公共団体及び独立行政法人等以外の発行者に対して、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を代償金として交付するための経費</p> <p>◎国立国会図書館法 第25条第3項<br/>公務員がその業務範囲内において発明し国がその権利を承継した場合その発明に対する金銭上の給付</p> <p>◎特許法 第35条</p> <p>国会議員の退職により支給する互助年金（普通退職年金、公務傷病年金、遺族扶助年金）及び互助一時金（退職一時金、遺族一時金）</p> <p>◎旧国会議員互助年金法<br/>◎国会議員互助年金法を廃止する法律</p> <p>1. 文官、旧軍人及び警察監獄職員等に支給される普通恩給、増加恩給、傷病年金、一時金並びに遺族に支給する扶助料、一時金</p> <p>2. 執行官法により執行官に支給する恩給</p> <p>3. 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律により元南西諸島官公署職員等に支給する恩給</p> <p>4. 国が私法上の契約により外国人に支給する恩給</p> <p>◎恩給法<br/>文化功労者に支給する年金</p> <p>◎文化功労者年金法 第3条<br/>○文化功労者年金法施行令<br/>○文化功労者年金法施行規則</p> <p>生別母子世帯等の児童を監護又は養育する者に対して支給する児童扶養手当</p> <p>◎児童扶養手当法<br/>精神又は身体に重度の障害を有する児童等を監護又は養育する者に対して支給する特別児童扶養手当</p> <p>◎特別児童扶養手当等の支給に関する法律<br/>年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金</p> <p>◎年金生活者支援給付金の支給に関する法律 第2・10・15・20・26条</p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金、遺族年金及び遺族給与金並びに遺族一時金及び障害一時金</p> <p>(1) 軍人、軍属及び準軍属であった者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかった者に対して、その障害の程度</p> |



| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明   |
|---------|--|--|
| 22      | <p>* 保 険 金<br/>* 再 保 険 金<br/>* 再 保 険 金 及 保 険 金<br/>* 失 業 等 給 付 金</p> <p>* 育 児 休 業 給 付 金</p> <p>* 保 険 給 付 費<br/>* ○ ○ 年 金 給 付 費<br/>* 福 祉 年 金 給 付 費</p> <p>* 特 別 障 害 給 付 金 給 付 費</p> <p>* 保 障 金<br/>〔他会計への繰入〕<br/>○ ○ 会 計 へ 繰 入<br/>* ○ ○ 資 金 へ 繰 入<br/>* ○ ○ 勘 定 へ 繰 入<br/>* ○ ○ 繰 入<br/>* 支 払 調 整 金 繰 入</p> | <p>に応じて支給する障害年金及び障害一時金<br/>(2) 公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した<br/>軍人、軍属及び準軍属の遺族に支給する遺族年金、遺族給<br/>与金及び遺族一時金<br/>◎戦傷病者戦没者遺族等援護法 第7・23条<br/>◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭<br/>和52年法律第45号） 附則第4条<br/>◎旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律 第2<br/>条</p> <p>雇用保険法に基づく失業等給付<br/>◎雇用保険法 第10条</p> <p>雇用保険法に基づく育児休業給付<br/>◎雇用保険法 第61条の6第1項</p> <p>国民年金法に基づいて支給される老齢福祉年金<br/>◎国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)<br/>附則第32条<br/>◎国民年金法(昭和60年改正前) 第79条の2・80条<br/>障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に対し支給する<br/>特別障害給付金<br/>◎特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律<br/>第3条</p> <p>自動車のひき逃げ事故等による被害者に支払う保障金</p> |
| 23      | <p>〔貸 付 金〕<br/>* 貸 付 金<br/>○ ○ 貸 付 金<br/>海外邦人帰国費等貸<br/>出金</p> <p>海外邦人援護短期貸<br/>出金<br/>貸 費 生 貸 与 金</p>  | <p>年金特別会計において、勘定間の年金の支払調整のための繰入<br/>れ</p> <p>生活困窮者等で自己の負担において帰国することができない者<br/>に対する帰国の旅費等に貸付<br/>◎国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に<br/>関する法律 第2・3・6条</p> <p>海外において邦人が盗難等により、所持金を失い、金銭の調達<br/>が不可能となった者に対して短期的に援護するための貸出金<br/>学校教育法に規定する大学の医学部、歯学部、工学部等におい</p>   |

| 目<br>番号 | 目                                   | 説<br>明   |
|---------|-------------------------------------|--|
| 24      | 修習資金貸与金<br><br>* 出 資 金<br>○ ○ 出 資 金 | て医学、歯学、工学等を専攻する学生で将来自衛隊、矯正施設に勤務しようとする者に対し貸与する修学資金<br>司法修習生に対し貸与する修習資金<br>◎裁判所法 第67条の3<br>○司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則 |
| 25      | 供託金利息                               | 供託法第3条による供託金の利息<br>◎供託法 第3条<br>○供託規則 第33条  |

## (2) 令和3年度公共事業関係費予算の目及び目の細分表

- 1 この表でいう公共事業関係費の予算の目とは、目番号00の目である。
- 2 説明については、特別なもの以外は一般の科目説明参照のこと。
- 3 説明欄に記載している法律名、条項等については、改正等により異同を生ずる場合がある。

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | ○ ○ 事業費<br>○ ○ 改修費<br>○ ○ 整備費<br>○ ○ 建設費<br>○ ○ 復旧費<br>○ ○ 費<br>(例) 河川改修費<br>治山事業費<br>海岸保全施設整備<br>事業費<br>道路交通円滑化事<br>業費<br>港湾改修費<br>特定漁港漁場整備<br>費<br>空港整備事業費<br>かんがい排水事業<br>費<br>港湾作業船整備費<br>水産基盤整備作業<br>船整備費<br>河川等災害復旧費<br>河川維持修繕費<br>(目の細分) 工事費 | 諸資材費<br>工事に直接必要な鋼材、セメント、木材等の資材費並びに工事に直接<br>必要な燃料の代価、光熱及び水料、消耗品及び消耗器材費。例<br>えば石炭、燃料油及びアルコール類、動力費、電気料、水道料、<br>ガス料及びその計器使用料（現場事務所等において事務用に供<br>する消耗器材費等を除く。）<br>請負費<br>工事請負費（測量設計費で支弁すべき請負費を除く。）<br>○○工事費負担金<br>工事に直接必要な電気、電話、水道、排水等の新設、増設、<br>配線模様替工事費、引込線工事費及び電話架設費の負担金（営<br>繕費及び宿舍費で支弁すべき上記工事費負担金を除く。）<br>運搬費<br>工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃、運搬費並びに工事に直接必要<br>な稼動中の機械等の小修理及び工事現場間の移動のための運搬 |

| 目<br>番号 | 目 | 説<br>明   |
|---------|---|--|
|         |   | <p>費（船舶又は機械器具費で支弁すべき運搬費を除く。）<br/>借料及保管料<br/>工事用の諸資材料置場等の借料及諸資材料の保管料<br/>○○委託費<br/>国が直轄して施行する工事で工事の一部等を委託する経費（測量設計費で支弁すべき委託費を除く。）<br/>（注） 1. 堰堤維持費、河川維持修繕費及び道路維持管理費の（目）で支弁される経費のうち、ダム管理事務所等の整地又は施設の改良等については、工事費の「目の細分」で整理することができる。<br/>2. （項）エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費については、「目の細分」測量設計費、船舶及機械器具費で細分される経費は、工事費の「目の細分」で整理することができる。</p> <p>○○請負費<br/>個別事業（事業採択前を含む。）実施にかかわる測量、試験、観測、設計、点検、調査を請負に付するための経費<br/>○○委託費<br/>個別事業（事業採択前を含む。）実施にかかわる測量、試験、観測、設計、点検、調査を委託する経費</p> <p>（目の細分） 測 量 設 計 費</p> <p>（目の細分） 用 地 費 及 補 償 費</p> <p>用 地 費<br/>国が直轄施行する工事の用に供するため取得する土地の購入費（現場事務所、宿舍等の敷地購入を除く。）<br/>無体財産権購入費<br/>補 償 金<br/>補償工事費<br/>1. 国が補償金に代えて直接施行する補償のための工事費（例えば直轄で移転を施行する場合等）。費目の整理区分は「目の細分」工事費の説明を準用<br/>2. 国の用地費又は補償金に代えて提供する替地の購入費<br/>3. 仮住居等の取得のための経費<br/>◎公共用地の取得に関する特別措置法 第23・29条<br/>土地区画整理事業等負担金<br/>直轄公共事業に必要な用地を土地区画整理事業等の施行により造成せしめる場合に当該土地区画整理事業等の施行者に対するその事業費の負担金<br/>換地清算金<br/>土地改良法に基づいて行う換地処分を伴う国の直轄事業において、新規土地改良施設の用地を換地処分によって取得するために支払う清算金<br/>◎土地改良法 第53の3・54の3・89条の2第3・10項<br/>補償工事の代替措置に係る費用の負担<br/>国が直轄施行するダム建設工事に伴う道路の付替工事に代えて、その費用の範囲内で地方公共団体等がダム周辺の山林保全を行うための当該山林の取得及び管理に係る費用を国が負担す</p> |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明  |
|---------|---|---|
|         | <p>(目の細分) 船舶及機械器具<br/>費</p> <p>(目の細分) 附 帯 工 事 費</p> <p>(目の細分) ○○事業委託費</p> <p>(目の細分) 換地計画委託費</p> <p>(目の細分) 事 業 車 両 費</p> <p>(目の細分) 航 空 機 費</p> <p>営 繕 宿 舎 費<br/>○○ 営 繕 宿 舎 費<br/>(例) 治水営繕宿舍費</p> <p>(目の細分) 営 繕 費</p> | <p>る経費<br/>沖縄未買収道路用地に係る購入費等</p> <p>船舶機械器具費<br/>工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、器具の購入費（備付費を含む。）及び建造、補修費（請負を含む。）、借料、損料、保守点検費（現場事務所等において事務用に供する機械器具等を除く。）保管料</p> <p>運 搬 費<br/>機械等の輸送に直接必要な運搬費<br/>1. 購入機械等、製造機械等を現場事務所等へ輸送する運搬費<br/>2. 機械等を修理又は改造のため現場事務所等と工作工場又は民間工場間を輸送する運搬費<br/>3. 機械等を異なる現場事務所等又は地方整備局等ブロック官庁間を輸送する運搬費</p> <p>附帯工事費<br/>国が直轄で施行する工事により必要を生じた他の工事を国が直接施行する工事費（例えば河川法第19条、道路法第23条、海岸法第17条）。費目の整理区分は「目の細分」工事費の説明を準用</p> <p>附帯工事費負担金<br/>河川工事等に伴い必要が生じた水門工事等の工事費負担金</p> <p>河川環境管理事業等を委託する経費</p> <p>換地計画の作成を委託する経費</p> <p>車両の購入費、補修費、自動車交換差金等（公用車（運転手付きで専ら人の移動用の庁用乗用自動車）及び業務用車（公用車以外の車両のうち3, 5, 7ナンバーの車両）を除く。）</p> <p>備 品 費<br/>借料及び損料<br/>保 險 料<br/>自動車交換差金<br/>雑 役 務 費<br/>自動車維持費</p> <p>公共施設等の維持管理に直接必要な航空機の購入費（備付費を含む。）、補修費、保守点検費、保管料、保険料、駐機場での待機費（操縦士、整備士）</p> <p>営 繕 費<br/>工事实施のため直接必要な現場事務所等（ダム管理事務所等を含む。）の新営費、補修費、購入費、補償金、借上料、敷地購入費、換地清算金及び敷地借上料（宿舍等の新営費等を除く。）<br/>〔各所修繕費（例えば現場事務所等の羽目板、床板、窓枠の補修、ガラス入替え及び模様替等）を除く。〕<br/>(注) 国が直轄して施行する工事で、維持管理上必要な施設</p> |

| 目<br>番号 | 目   | 説<br>明  |
|---------|---|---|
|         |   | <p>であり設計書上本体工事の一部分を形成しているものの新営費については「目の細分」工事費で整理すること。</p> <p>〇〇工事費負担金<br/> 工事実施のため直接必要な現場事務所等の新営、補修等に附帯する電気、電話、水道、ガス、排水の新設、増設等の工事費負担金</p> <p>(目の細分) 宿 舎 費 宿 舎 費<br/> 工事関係職員等の宿舍等の新営費、補修費、購入費、補償金、借上料、敷地購入費、換地清算金及び敷地借上料（各所修繕費を除く。）</p> <p>〇〇工事費負担金<br/> 宿舍等の新営、補修等に附帯する電気、電話、水道、ガス、排水の新設、増設等の工事費負担金</p> |
|         | <p>〇 〇 調 査 費<br/> (例) 河川事業調査費<br/> 道路調査費<br/> 港湾事業調査費</p>   |   |
|         | (目の細分) 〇 〇 委 託 費  | 政策の企画立案に活用することを目的とした調査研究及び調査研究に必要な試験研究施設改修等を委託する経費  |
|         | (目の細分) 〇 〇 費  | 工事実施のために直接必要な施行技術の確立等のための調査を請負に付するための経費   |
|         | <p>〇〇事業費補助<br/> 〇〇改修費補助<br/> 〇〇整備費補助<br/> 〇〇整備費等補助<br/> 〇 〇 費 補 助<br/> 〇 〇 補 助<br/> (例) 治山事業費補助<br/> 地域連携道路事業費補助<br/> 港湾改修費補助</p> |   |
|         | (目の細分) 〇〇事業費補助  |   |
|         | (目の細分) 〇〇事業費一括補助  |   |
|         | (目の細分) 〇〇改修費補助  |   |
|         | (目の細分) 〇〇整備費補助  |   |
|         | (目の細分) 〇〇整備費等補助   |   |
|         | (目の細分) 〇 〇 費 補 助  |   |
|         | (目の細分) 〇〇費統合補助  |   |
|         | (目の細分) 〇〇費等統合補助   |   |
|         | (目の細分) 〇〇費負担金   |   |
|         | (例) 高潮対策費補助   | 海岸法第27条に基づき海岸管理者の施行する海岸保全施設の新設及び改良に対して補助する経費  |

| 目<br>番号 | 目  | 説<br>明  |
|---------|--|---|
|         | 一般国道事業費補助  | 道路法第50条に基づき都道府県の施行する新設又は改築事業に対して補助する経費  |
|         | 地方港湾改修費補助  | 港湾法第43条に基づき港湾管理者の施行する港湾施設整備に対して補助する経費   |
|         | 指導監督事務費補助  | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条及び同法施行令第17条第1項に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県に委任する事務費補助       |
|         | 〇〇調査費補助<br>(例) 道路調査費補助<br>(目の細分) 〇〇調査費補助                     |   |
|         | 〇〇補助率差額<br>(例) 後進地域特例法適用団体等補助率差額                             |   |
|         | 〇〇交付金<br>(例) 地方創生整備推進交付金<br>(目の細分) 〇〇交付金<br>(例) 地方創生道整備推進交付金 | 地域再生法第13条第1項に基づき地方公共団体が施行する地域再生計画に基づく施設(同法第5条第4項第1号ロ(1)に定める施設に限る。)の道整備に対する経費      |
|         | 地方創生污水处理施設整備推進交付金  | 地域再生法第13条第1項に基づき地方公共団体が施行する地域再生計画に基づく施設(同法第5条第4項第1号ロ(2)に定める施設に限る。)の污水处理施設整備に対する経費 |
|         | 地方創生港整備推進交付金   | 地域再生法第13条第1項に基づき地方公共団体が施行する地域再生計画に基づく施設(同法第5条第4項第1号ロ(3)に定める施設に限る。)の港整備に対する経費      |
|         | 指導監督交付金<br><br>(目の細分) 後進地域特例法適用団体等国費率差額                      | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条及び同法施行令第17条第1項に基づき交付金の交付に関する事務の一部を都道府県に委任する指導監督交付金      |
|         | 〇〇補給金  |   |
|         | 〇〇会計へ繰入  |   |
|         | 〇〇貸付金  |   |
|         | 〇〇出資金  |   |

### (3) 主な改正

#### (1) 目の区分表

| 目番号 | 目                          | 説        | 明  |
|-----|----------------------------|----------|--|
| 03  | 職員諸手当<br>03-18 専門スタッフ職調整手当 | (目細の掲載)  |  |
| 06  | 予備自衛官等任用推進給付金              | (目の名称変更) |  |
| 06  | *労働者安全衛生確保給付金              | (目の新設)   | 社会復帰促進等事業として新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度を導入する事業主に対して支給する助成金<br>◎労働者災害補償保険法 第29条 |